



3足総副ガ収第168号
令和3年11月30日

足立区監査委員 様

足立区長 近藤 やよい

令和3年度定期監査（第一期）結果報告書の
指摘事項に対する措置事項について（回答）

令和3年8月25日付3足監発第862号により提出された令和3年度定期監査（第一期）結果報告書の指摘事項に対して、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

記

- 1 指摘事項
随意契約の運用について〈契約課〉
- 2 措置内容
別紙「令和3年度 定期監査（第一期）結果報告・措置事項」のとおり

【担当】

ガバナンス担当部ガバナンス担当課
内線1351

令和3年度 定期監査（第一期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
<p>随意契約の運用について</p> <p>地方公共団体の契約の締結にあたっては、地方自治法第234条の規定によって一般競争入札が原則とされ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合にのみ、例外的に、随意契約が認められることとされている。</p> <p>ところで、契約課は、「作業範囲が広範囲にわたり、各作業項目を習得するのに時間が必要であり、区民からの要望に、正確、迅速に対応するため、継続性が必要である。そのため、仕様書に基づく業務の完全な履行、及び受託業者の安定した運営を確保するため、成績優良な受託業者については、競争入札により落札した年度以降、3回を限度に随意契約により契約を更新することができる。」等の「内規」に基づき、施設の維持管理や保守点検業務委託契約等について、競争入札の後、3回又は5回、既契約事業者と特命随意契約を締結している。</p> <p>このような「内規」及び、これに基づく契約方法は、以下の理由により、地方自治法及び地方自治法施行令に照らして不適切であることから、是正されたい。</p> <p>(ア) 地方自治法施行令第167条の2第1項各号該当性については、個々具体的な契約ごとに判断されるべきものであり、予め、特定の業務を包括的に対象として特命随意契約を更新することは想定されていないと解されること。</p> <p>(イ) 各業務委託の特命随意契約は、事務処理上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないとき」、あるいは第6号「競争入札に付することが</p>	<p>随意契約の運用について</p> <p>1 原因・事実確認</p> <p>これまで、長期間安定して事業を運営する必要がある特定の業務委託契約について、平成13年度当時委託事業に関する長期継続契約の規定がなかったことなどから、競争入札により落札した年度以降、事業者が毎年度変更になることで適切な業務の運用がはかれないと契約課が判断した案件について、所管からの請求に基づき、統一的な取り扱いを行うために内規を定めました。</p> <p>しかし、委託事業に関する長期継続契約の規定ができた後も、本来であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項各号該当性について個々具体的な契約ごとに判断されるべきであるとの契約課職員の意識が希薄になっていたことが、指摘事項につながった原因の一つであると考えています。</p> <p>また、特命随意契約による契約の更新は、「成績優良」である事業者に対するインセンティブとも考えられますが、その合理性や法令の該当性に対する検討も不十分であったと認識しています。</p> <p>指摘事項に至った原因及び事実については、契約課で真摯に受け止め、下記の是正措置、再発防止策を構築していきます。</p> <p>2 是正措置・再発防止策</p> <p>今後は、ご指摘について以下のように対応し、契約課が区の契約・入札制度に関する適正な執行を確保する中心的役割を担いつつ、契約事務のガバナンスをより強固なものとしていきま</p>

令和3年度 定期監査（第一期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
<p>不利と認められるとき」に該当するとして処理されているが、「内規」に記載されている理由は合理的なものではないと解されること。</p> <p>(ウ) 本契約方法は、特命随意契約を更新することにより、事実上、法律又は条例に規定された契約のみに認められる長期継続契約となっていると考えられること。</p> <p style="text-align: right;">〈契約課〉</p>	<p>す。</p> <p>(1) 法律との適合性に疑義が生じるような内規を定めることがないように、課内研修を実施することで職員の専門性を高め、さらに、課内でのチェック体制及び業務知識の習得を強化していくことで、課全体のレベルアップを図っていきます。また、複線型人事制度の活用を図り、専門スキルの高い人材育成に努めます。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項各号についての判断根拠について、契約課が、既存の内規を廃止し、それに代わる随意契約のガイドラインを作成し全庁に周知していきます。さらに、競争入札が原則であることや特命随意契約の適正な運用を確保する事を研修等を通じ、全庁の共通認識となるようイニシアチブを取ってまいります。また、各所管からの特命随意契約の契約請求についても、法令該当理由の確認を契約課がより厳格に行っていくことで、契約事務の執行についても、適切な指導力を発揮していきます。</p> <p>(3) 内規を根拠として特命随意契約による更新を行っている契約案件を契約課で抽出し、個々具体的な状況を確認するため、担当所管へのヒアリングや、他自治体での運用状況を調査します。これらを参考として、個々具体的な案件ごとに地方自治法施行令第167条の2第1項各号該当性について適切に判断し、該当しない案件については、次年度以降、段階的に適正な契約方法へ改善していきます。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当しない案件の中で、真に複数年に渡る契約が必要な案件について</p>

令和3年度 定期監査（第一期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
	<p>は、条例に定められている長期継続契約を有効に活用していきます。</p> <p>(5) 常に法的根拠を確認することを徹底し、必要に応じて、法務担当や、弁護士等の適正なリーガルチェックを受けていきます。また、日常の業務処理だけでなく、落札結果の業務分析等も行うことで新たな課題の発見に努めるとともに、契約課が区の契約事務のガバナンスを強固なものとする中心的役割を担っていきます。</p> <p style="text-align: right;">〈契約課〉</p>